平成２３年（フ）第４６号
名古屋市名東区高針１丁目607番地の１
債務者　鈴村　健治（旧姓村瀬）
１　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４２号
愛知県北名古屋市山之腰五条56番地１　ル・グランシャリオ203号
債務者　村内　勇樹
１　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４８号
愛知県小牧市外堀２丁目132番地　パークサイド康舟101号
債務者　井上　広美
１　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８３号
名古屋市緑区砂田２丁目511番地　ＰＡＯ平手103号
債務者　堀田　和雄
１　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０１号
香川県高松市屋島西町2325番地17ビューフォート屋島１－Ａ号室
債務者　外山　尊大
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４号
香川県高松市新田町甲1473番地６、住民票上の住所香川県高松市新田町甲1459番地２
債務者　宮脇　宝宏
１　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２０６８号
福岡県糸島市波多江駅北１丁目６番16―207号
債務者　沖田　英夫
１　決定年月日時　平成23年２月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０６９号
福岡県糸島市波多江駅北１丁目６番16―207号
債務者　沖田美枝子
１　決定年月日時　平成23年２月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３号
福岡県八女郡広川町大字新代960番地１　下宿川島てつや方
債務者　東堂　伸也
１　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第５３７号
長崎県長崎市魚の町７番17―301号
債務者　木村美奈子（旧姓道下）
１　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６４５号
熊本市上水前寺１丁目10番８号　出水アパート22
債務者　甲斐　悦子
１　決定年月日時　平成23年２月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０６４号
熊本市楠７丁目10番23号
債務者　村山恵美子
１　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０６６号
熊本市九品寺１丁目14番５号　清楠荘203号、住民票上の住所熊本市龍田弓削１丁目18番47号
債務者　土橋　周三
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１０９号
熊本県菊池郡大津町大字矢護川3095番地
債務者　藤原　静雄
１　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１１０号
熊本県菊池郡大津町大字矢護川3095番地、住民票上の住所熊本市小山１丁目５番１号
債務者　藤原　育代
１　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２１号
熊本市江津２丁目10番７―17号
債務者　長友　依子
１　決定年月日時　平成23年２月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２４号
熊本市池亀町14番６号　コーポ前田
債務者　久米カヲル
１　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部